

東日本大震災山梨県対策本部

第7回本部会議

平成23年6月8日  
特別会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 支援に向けた取組状況について
- (2) 本県における影響への対応について
- (3) 今後取り組むべき重点事項について

3 閉 会

第7回東日本大震災山梨県対策本部会議資料

支援に向けた取組状況

部局名	総務部		
項目	被災地への職員の派遣		
概要	<p>○国及び全国知事会からの要請に対する職員の派遣状況</p> <p>これまでの派遣実績</p>		
	<p>東日本大震災に係る職員派遣(延べ人数)</p>		
	職種	6月3日現在の派遣実績	備考
	防災航空担当職員	5	
	行政事務	36	
	医師	5	
	保健師	33	
	精神保健福祉士等	5	
	獣医師	1	事務担当
	土木	5	
建築職	4		
運転技術員	66		
合計	160		

第7回東日本大震災山梨県対策本部会議資料

支援に向けた取組状況

部局名	福祉保健部
項目	医療救護支援
概要	<p>○災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣(厚生労働省からの要請)          3月11日(金・発災日)～16日(水)          →福島県、宮城県、岩手県</p> <p>○医療救護チームの派遣(被災県からの要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立中央病院              3月18日(金)～4月17日(日)              →福島県いわき市立総合磐城共立病院</li> <li>・山梨大学医学部附属病院              3月18日(金)～5月14日(土)              →宮城県南三陸町志津川ベイサイドアリーナ</li> <li>・市立甲府病院              4月4日(月)～4月28日(木)              →福島県郡山市ビッグパレットふくしま</li> </ul> <p>○健康相談チームの派遣(厚生労働省の斡旋・被災県からの要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県 3月25日(金)～4月30日(土) → 宮城県名取市</li> <li>・市町村・県              4月10日(日)～4月30日(土) → 福島県福島市              市町村へ協力要請し、市町村保健師2名と県事務職員からなるチームを派遣。              福島県県北保健福祉事務所管内の避難所での救護、健康相談を実施              ※協力市町 山梨市、北杜市、早川町、身延町、南部町</li> <li>・町村・県              5月9日(月)～6月26日(日) → 宮城県名取市              県町村会及び町村の協力の下、町村保健師と県保健師等からなるチームを派遣。              宮城県名取市の避難所での救護、健康相談を実施</li> </ul>

○心のケアチームの派遣(厚生労働省の斡旋・被災県からの要請)

・県 3月25日(金)～29日(火) → 宮城県塩釜保健所

・民間医療機関・県

4月2日(土)～5月28日(土) → 宮城県気仙沼保健所

民間医療機関の協力も得ながら精神科医、保健師、  
精神保健福祉士等からなるチームを派遣。

気仙沼保健所等と連携し、避難所や在宅において  
診療・相談等を実施

※協力医療機関 日下部記念病院、山梨厚生病院  
県立北病院

概要

支援に向けた取組状況

<p>部局名</p>	<p>福祉保健部</p>
<p>項目</p>	<p>被災地・被災者支援</p>
<p>概要</p>	<p>○被災県への見舞金          ・被災地5県に総額1,000万円の見舞金を贈呈 3月22日(火)</p> <p>○救援物資、義援金          ・民間からの救援物資について、県庁・保健福祉事務所で受入れ          3月18日(金)～25日(金)一時中断          ・一時避難所の救援物資について、小瀬スポーツ公園で受入れ          3月22日(火)～23日(水)          ・個人からの義援金について、日赤・共同募金会等で受付中</p> <p>○生活保護          ・県内に避難してきた被災者からの相談を受け、必要に応じて生活保護を実施 (6月1日現在 相談 45件、申請 28件)</p> <p>○旅館・ホテルを活用した避難者受け入れ          ・避難者のうち、旅館・ホテル等への一時避難が必要な方のため、受け入れのための基準を設け、県内市町村に対し旅館・ホテル等民間の宿泊施設を活用して避難所の開設を要請した。          ・対象は、災害救助法が適用されている県(市町村)からの避難者で、県は、1人5,000円(3食付き1泊)を限度に支出          ・期間は、被災県からの要請に基づき当面の間実施</p> <p>○生活福祉資金貸付          ・県内に避難してきた災害救助法適用地域等の被災者を貸付対象厚生労働省により全国一律で貸付要件等の特例措置を実施 (6月1日現在 貸付件数 8件)</p> <p>○一時避難所への健康医療班の設置          ・保健師2名体制による健康相談を実施          3月23日(水)～4月20日(水)          ・市立甲府病院で診療を受けられる体制を確保          ・日赤医療チームによる健康相談を定期的に実施(週1回程度)</p>

概要

- 被災妊婦の相談窓口の設置及び強化
  - ・3月18日(金)、被災した妊婦や避難を余儀なくされた妊婦の窓口を健康増進課に設置
  - ・同日、山梨県産婦人科医会、日本産婦人科学会山梨県地方部会は県内の産婦人科医療機関に対し、被災した妊婦等の優先的な受入を依頼(全医療機関が承諾)
  - ・県外から本県での産科診療を希望する問い合わせに対し統一的に対応するため、4月1日、山梨大学医学部地域周産期等医療学講座に「山梨県被災・避難妊産婦支援室」を設置
  
- 避難者の被爆に関する健康相談・検査
  - ・福島原発事故による健康への影響に関する相談 3月15日(火)～
  - ・検査が必要な人への放射線測定検査体制整備 3月22日(火)～
  - 検査場所 中北保健所、峡東保健所、富士・東部保健所  
(6月1日現在 相談 741件、検査 45件)
  
- 派遣、受入れ可能人員の把握
  - ・社会福祉施設等の介護職員等の派遣
 

介護老人福祉施設等	19施設	42人
障害者施設	11施設	11人
  - ・被災地の要援護者の受入れ
 

介護老人等	84施設	392人
障害者	43施設	138人
児童・母子・婦人施設	19施設	42人
生活保護関係施設	1施設	10人
精神科医療施設	8施設	33人
  - ・火葬受入れ
 

受入れ1日最大可能数	9施設	21体
------------	-----	-----

第7回東日本大震災山梨県対策本部会議資料

支援に向けた取組状況

部局名	森林環境部
項目	就業支援対策
概要	<p>「東日本大震災被災者 林業就業支援窓口」の設置(4月20日～)</p> <p>被災された方を対象に、山梨県で林業への就業を希望する方、興味を持たれている方への相談窓口を設置し、就業支援を行う。</p> <p>内 容 ・県内林業の現状等の説明          ・林業技術習得に関する情報の提供・相談・指導など</p> <p>窓 口 山梨県林業労働センター          甲府市武田1-2-5(山梨県治山林道協会会館2F)          055-242-6667</p> <p>受付時間 8:30～17:00(月曜日から金曜日 ※祝祭日を除く)</p>

第7回東日本大震災山梨県対策本部会議資料

支援に向けた取組状況

部局名	森林環境部
項目	応急復旧対策①
概要	<p>○復興用木材の情報の一元化及び早期の供給体制整備のための関係団体との調整実施</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 県森林組合連合会及び県木材協会への要請             <ul style="list-style-type: none"> <li>・日時:3月18日</li> <li>・内容:復興用木材の安定供給及び価格安定の要請</li> </ul> </li> <li>2. 「東日本大震災」災害復旧木材確保対策山梨県連絡会議の設置             <ul style="list-style-type: none"> <li>・日時:3月23日 15:00～(県民会館6階共用会議室)</li> <li>・構成:県、県森林組合連合会、県木材協会、県素材生産事業者協議会</li> <li>・内容:木材情報の一元化、原木供給及び加工体制の整備について協議</li> </ul> </li> <li>3. 第2回県連絡会議             <ul style="list-style-type: none"> <li>・日時:3月28日 16:00～(県民会館6階共用会議室)</li> <li>・内容:応急仮設住宅用資材として、県内住宅メーカーから県内事業者へ供給要望があった杭丸太10万本について、要望どおり4月中に供給可能であることを確認</li> </ul> </li> <li>4. 杭出荷状況             <ul style="list-style-type: none"> <li>・10万本の杭供給は可能であったが、その後の住宅用地確保の遅れや被災県産杭の優先的利用配慮等により、4月中に7万8千本を出荷したところで供給を一時停止</li> </ul> </li> <li>5. その他             <ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県相馬市発注の応急仮設住宅500棟分の建築用材(約1,600m<sup>3</sup>)について、受注した相馬市内の建設業者等を通じて、<u>峡南地域の森林組合に6月末納期で供給の要請が来ている。(5月末現在 135棟分出荷済)</u></li> </ul> </li> </ol>



第7回東日本大震災山梨県対策本部会議資料

支援に向けた取組状況

部局名	森林環境部
項目	応急復旧対策②
概要	<p>○被災地の災害復旧のための職員(治山・林道技術者)派遣</p> <p>1派遣の目的 東北地方太平洋沖地震により東北・関東各地で発生した被災地(山地災害等)の速やかな復旧を図るため、林野庁の要請に基づいた災害調査等に要する技術職員の派遣を行う。</p> <p>2対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林野庁からの要請により、治山、林道技術等に精通した職員を被災地へ派遣する。(全国知事会と調整済)</li> <li>・現在、林野庁において、被災地の状況、派遣業務の内容、支援体制について検討をしているところであるが、支援の内容を受け、職員を派遣する予定。</li> <li>・現時点での林野庁への派遣可能報告 1班5名の編成で、約1週間の派遣期間で4班体制</li> </ul>

第7回東日本大震災山梨県対策本部会議資料

本県への影響に対する対応

<p>部局名</p>	<p>森林環境部</p>
<p>項目</p>	<p>住民生活対策①</p>
<p>概要</p>	<p>○温泉の可燃性天然ガスによる災害防止の取組み          大地震及び計画停電の影響で、可燃性天然ガスによる災害が起こる可能性がある温泉利用施設のスクリーニング及び事業者への指導の実施</p> <p>1温泉に異常が出たと思われる施設への聞き取り及び指導          ・可燃性天然ガスが含まれている温泉利用施設(312施設)に対し、確認調査を実施した。          ・調査項目            (1)可燃性天然ガス分離設備等の不具合発生の有無            (2)温泉の性状変化(揚湯量・濁り)の有無          ・設備に異常が見られた場合には、安全対策の実施を依頼          ・温泉に変化があった場合には、県によるガス調査を実施  <u>スクリーニング実施後、峡南地域の1施設で可燃性天然ガス濃度が上昇している事実が判明した。</u></p> <p><b>【対応】</b>  <u>・一時的な現象の可能性もあることから、これまでモニタリングを続けてきたものの、濃度減少が見られないため、事業者にはガス濃度低減の実施を指導している。</u>  <u>・今後も、温泉水に異常が確認された場合は、ガス濃度の測定を実施し、必要により事業者に安全対策を指導していく。</u></p> <p>2温泉が自噴している施設で、計画停電により可燃性天然ガス分離設備が停止している施設についての確認の実施          ・全県調査により、該当したのは2施設          ・2施設ともに、停電中は営業休止であることを確認済</p> <p><b>【参考】</b>  <u>これまで、地震によって揚湯量が減少した施設 2施設(内1施設復活)</u></p> <p style="padding-left: 40px;">温泉が自噴するようになった施設 1施設          地震直後から機器故障により温泉が揚湯できない施設 1施設          可燃性天然ガス濃度が上昇した施設 1施設(再掲)</p>

第7回東日本大震災山梨県対策本部会議資料

本県への影響に対する対応

部局名	森林環境部
項目	<u>住民生活対策②</u>
概要	<p>○市町村の一般廃棄物処理に係るごみ等収集車両及びごみ等処理施設の燃料の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の公共インフラ分と併せ、知事名で業界団体に対し安定供給を要請(3/16知事政策局が対応)</li> <li>・市町村に対して、燃料逼迫に備えた体制の確保、対応方法の検討を要請(3/15発出)</li> </ul>

第7回東日本大震災山梨県対策本部会議資料

本県への影響に対する対応

部局名	森林環境部
項目	健康安全対策
概要	<p>○環境放射線モニタリングの強化          福島原発事故の影響を調査するため環境放射線モニタリングを強化し、測定結果をホームページに公表</p> <p>1環境放射線モニタリングの強化          モニタリングポストによる放射線量測定に加え、水道水、降下物について毎日検査を実施している。</p> <p>2結果の公表          環境放射線量については3月15日から、水道水、降下物については3月19日から県ホームページに公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境放射線量：毎日9時、13時、17時の測定値を1日3回更新</li> <li>・水道水：1日1回13時に環境放射線量の更新に併せて更新</li> <li>・降下物：1日1回17時に環境放射線量の更新に併せて更新</li> </ul> <p>※原子力発電所事故による放射性物質は検出されているが、健康に影響を与えるレベルのものではない。</p>

支援に向けた取組状況

部局名	産業労働部
項目	相談窓口の設置と相談受付状況について
概要	<p>1. 【金融相談】「東日本大震災 金融相談窓口」          ○相談窓口: 商業振興金融課          ○内容: 県制度融資の紹介等、中小企業金融に関する相談          ○設置期間 平成23年3月24日(木)から当分の間          ○相談件数 <u>195件</u></p> <p>2. 【経営相談】「東日本大震災 経営相談窓口」          ○相談窓口: やまなし産業支援機構          ○内 容: 中小企業者に対する経営に関する相談          ○設置期間 平成23年3月24日(木)から当分の間          ○相談件数 <u>36件</u></p> <p>3. 【雇用相談】「東日本大震災 雇用相談窓口」          ○相談窓口: 山梨県求職者総合支援センター(JA会館5階)          ○内 容: 生活や就職などの雇用に関する相談          ○相談件数 <u>12件</u></p> <p>4. 各商工団体の相談窓口          ○山梨県信用保証協会(金融相談)          ○山梨県中小企業団体中央会(総合相談)          ○商工会連合会(総合相談)          ○甲府商工会議所(総合相談)          ○富士吉田商工会議所(総合相談)</p> <p>◎相談件数 <u>411件</u></p>

部局名	産業労働部
項目	県内避難者への雇用の支援
概要	<p><b>【就労等ニーズの把握】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 山梨労働局及び市町村と連携し、避難者へのアンケートを実施し、生活・就労などを含むニーズを的確に把握              アンケート回答数:142枚、回収率46%(5月2日現在)              主な回答             <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の就職希望    あり:51人    なし:43人</li> <li>・山梨県内での就職を希望:28人                  希望する職種(複数回答)                  製造関係:14人、販売関係:10人                  飲食店・接客関係:9人、清掃・軽作業関係:6人 外</li> </ul> </li> <li>※ハローワークでの求職状況(6月2日現在)                  117人(一般:72人、パート:45人)</li> </ul> <p><b>【出張相談の実施】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県、山梨労働局、市町村、年金事務所、法務局、社会福祉協議会が連携し、避難者が集中している4市町において、就労をはじめ福祉、教育等の出張相談を実施             <ul style="list-style-type: none"> <li>・笛吹市:4月15日                      相談件数16件(就職関係5、雇用保険関係3、賃金関係2 外)</li> <li>・富士河口湖町:4月22日                      相談件数3件(雇用保険関係1、年金関係1、国民健康保険関係1)</li> <li>・甲府市:4月26日                      相談件数10件(就職関係2、雇用保険関係2、年金関係2 外)</li> <li>・北杜市:4月27日                      相談件数6件(就職関係3、年金関係1、教育関係1 外)</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【雇用機会の創出】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県が行う緊急雇用創出事業への雇用の斡旋を図るとともに、市町村が行う事業については、積極的な雇用を働きかけた。              (H23当初予算額 県30億5千万円、市町村15億5千万円)</li> <li>○ 避難者を対象とした緊急雇用創出事業の実施              (国による要件緩和及び、1億5千万円の基金積み増し)</li> <li>○ 経済4団体に対して、避難者の積極的な雇い入れを要請。(4月12日)              ※避難者向けの求人状況              54企業232名、8農業生産法人18名(6月2日現在)</li> <li>○ 4月26日開催の合同就職面接会において、避難者と企業との面接を実施。</li> <li>○ 労働局が中心となり、「日本はひとつ」しごと協議会を開催し、県や関係機関が一体となって就労支援を実施。(4月28日)</li> </ul> <p><b>【職業訓練】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難者へのアンケート結果を踏まえ、職業訓練の受講を希望する避難者に対し、山梨労働局に要請して、ハローワークにおいて適切な受講斡旋が受けられるよう対応。</li> <li>○ 避難者が安心して訓練を受講できるよう、職業訓練手当や訓練・生活支援給付金の支給について、山梨労働局と連携して対応。</li> <li>○ 県立職業能力開発施設において、避難者が職業訓練の受講をあっせんされた場合には、優先的に受講できるよう配慮。</li> </ul>

本県における影響への対応

<p>部局名</p>	<p>福祉保健部、産業労働部、農政部</p>
<p>項目</p>	<p>輸出関連(放射能対策)</p>
<p>概要</p>	<p>○食品等の輸出について、EUなど諸外国より規制措置がなされている。          [規制の概要](EU分、他外国もほぼ同様のところが多い)          ・3月28日より日本からEUへ輸出される食品及び飼料について、管轄当局が発行する証明書が必要。          →証明の内容:            ①3月11日より前の製造であること。            ②指定都県(12都県)については、EUの放射性物質基準に適合することの証明(3月11日以降製造(収穫)の食品)</p> <p>○シンガポール・韓国等からは、産地証明を求められている。</p> <p>○3月27日付けで、農水省から、産地証明という特殊性に鑑み、都道府県で証明業務を行うよう要請があった。</p> <p>【本県での対応】</p> <p>①庁内連絡会議を開催(今後必要に応じ、随時開催)          ・東日本大震災対策室、農産物販売戦略室、産業支援課、衛生薬務課、大気水質保全課、消費生活安全課</p> <p>②3月11日より前の製造の証明→4月12日より実施(実績:14件)          【役割分担】(証明実施担当部署)          ☆農産物、農産加工品＝農産物販売戦略室。          ☆地場企業が製造した食品(ワイン、日本酒を含む)＝産業支援課</p> <p>③放射性物質検査への対応          ・厚生労働省登録検査機関発行の証明書に基づき、4月22日より証明を実施(実績:11件)          ・県内の対応可能機関は、衛生環境研究所のみ。大気検査及び水道水検査の実施で、ワイン等食品の検査は困難。          ・検査体制充実のため、検査装置を2台衛生環境研究所に増設。          ・工業製品について、県内企業が、海外取引先等から放射線量検査を要求されていことに対応するため、工業技術センターに放射線量測定装置(サーベイメーター)を2台整備。          →5月9日より検査実施(実績:19件)</p> <p>④産地証明書の発行(実績:5件)</p> <p>⑤国への要望          ・放射性物質検査は、国の責任において実施できる体制を速やかに整えること。          ・輸出ができないことで損害が発生した場合、事業者に対する補償措置を講ずること。</p>

第7回東日本大震災山梨県対策本部会議資料

本県における影響への対応

部局名	観光部
項目	観光振興に向けた取り組み
概要	<p>1 計画停電への対応</p> <p>3月30日 経済産業省、東京電力(株)本社への要請(知事)</p> <p>3月31日 東京電力(株)山梨支店への要請(部長、旅館経営者等7名)</p> <p>4月7日 河口湖温泉旅館組合と東京電力(株)山梨支店との意見交換の場の設定</p> <p>2 当面の観光振興に関する取り組み</p> <p>① 知事による関係機関への要請活動</p> <p>4月26日 (株)ジェイティービー社長を訪問し、山梨県への送客を要請</p> <p>5月11日 (株)日本旅行社社長を訪問し、山梨県への送客を要請</p> <p>同日 観光庁長官を訪問し、風評被害の防止と訪日観光客誘致の大型キャンペーンの実施について要望</p> <p>5月19日 <u>近畿日本ツーリスト(株)社長を訪問し、山梨県への送客を要請</u></p> <p>② 市町村への要請</p> <p>4月15日 市町村観光担当課長会議において、観光部長名で観光に関する取り組みの積極的、継続的な実施について要請</p> <p>③ 観光キャラバン等の実施</p> <p>4月27日 大阪事務所長ほか、中京・関西圏の各府県内の</p> <p>～5月25日 <u>32市の教育委員会を訪問し、山梨県への教育旅行の実施を要請</u></p> <p>4月28日 観光部長等が、首都圏、中京圏の大手旅行会社</p> <p>～6月7日 <u>12箇所の商品造成や教育旅行部門のトップを訪問し、山梨県への送客を要請</u></p> <p>④ 観光キャンペーン等の強化</p> <p>4月23日 富士の国やまなし館において被災地復興応援キャンペーンを実施</p> <p>4月23日 談合坂サービスエリア(下り線)と双葉サービスエリア</p> <p>～5月15日 (上り線)においてハイウェイ観光ナビゲータ(土日祝日)を実施</p> <p>4月24日 談合坂サービスエリア(下り線・上り線)において観光</p> <p>・29日 キャンペーンを実施</p> <p>4月30日 富士芝桜まつり会場において、観光キャンペーンを実施</p> <p>～5月1日</p> <p>5月24日 <u>JR八王子駅において、観光キャンペーンを実施</u></p>



第7回東日本大震災山梨県対策本部会議資料

支援に向けた取組状況

部局名	農政部
項目	被災地への山梨県土地改良事業団体連合会職員派遣
概要	<p>被災地への県土連職員派遣</p> <p>○「災害復旧事業査定設計業務」として県土連職員3名を派遣。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣先 : 茨城県水戸市周辺</li> <li>・期間 : 4月11日～6月30日(1ヶ月延長)</li> <li>・作業内容             <ul style="list-style-type: none"> <li>・県央地域224地区(691ヶ所)の査定設計書作成にかかる技術支援</li> <li>・作業体制4名(茨城土連または関係市1名、山梨土連3名)</li> </ul> </li> <li>・作業エリア : 水戸市周辺(液状化による災害農地、施設)で福島原発より150kmの地点で平坦地(水戸市、笠間市、ひたちなか市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町の4市3町)</li> </ul>

第7回東日本大震災山梨県対策本部会議資料

本県における影響への対応

部局名	農政部																																				
項目	県産農産物等の輸入規制等に関する対策																																				
<p>1. 関係各国における本県産食品の輸入規制状況</p> <p style="text-align: center;">山梨県産の果実、野菜等の各国における輸入規制</p> <p style="text-align: right;">平成23年5月25日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>品目</th> <th>山梨県産に対する規制</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台湾</td> <td>果物、野菜、乳製品等</td> <td>○現地にて全ロット検査</td> <td>H22県産果実輸出実績 モモ: 168.0t ブドウ: 17.5t</td> </tr> <tr> <td>香港</td> <td>全ての食品</td> <td>○現地にてサンプル検査</td> <td>H22県産果実輸出実績 モモ: 36.6t ブドウ: 7.7t カキ: 1.0t</td> </tr> <tr> <td>シンガポール</td> <td>果物、野菜、乳製品等</td> <td>○日付証明、または産地証明書が必要 ○現地にてサンプル検査</td> <td>H22県産果実輸出実績 モモ: 1.5t ブドウ: 4.0t</td> </tr> <tr> <td>マレーシア</td> <td>全ての食品</td> <td>○日付証明、または産地証明書が必要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>全ての食品</td> <td>○産地証明書が必要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>全ての食品</td> <td>○輸入停止 ※1</td> <td>H22県産果実輸出実績 モモ: 0.5t 特別輸出</td> </tr> <tr> <td>EU</td> <td>全ての食品</td> <td>○日付または放射性物質の検査証明書が必要 ○輸入国でサンプル検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タイ</td> <td>全ての食品</td> <td>○日付証明、または放射性物質の検査報告書が必要 ※2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 中国は輸入停止措置対象の12都県から山梨県の除外を表明          ※2: タイは放射性物質の検査報告書を求める12都県から山梨県の除外を表明</p> <p>2. 対応状況</p> <p>○ 始 各国の輸入規制に対応するため、順次、証明書発行手続きを開始</p> <p>EU: 日付証明〔4月12日開始〕          放射性物質の適合証明〔4月22日開始〕          シンガポール: 日付証明、及び産地証明〔4月28日開始〕          マレーシア、韓国: 日付証明及び産地証明〔5月11日開始〕          タイ: 日付証明〔5月25日開始〕          ※) 日付証明 3月11日より前に収穫、加工された食品の証明          相談窓口: 農産物販売戦略室、産業支援課</p>			品目	山梨県産に対する規制	備考	台湾	果物、野菜、乳製品等	○現地にて全ロット検査	H22県産果実輸出実績 モモ: 168.0t ブドウ: 17.5t	香港	全ての食品	○現地にてサンプル検査	H22県産果実輸出実績 モモ: 36.6t ブドウ: 7.7t カキ: 1.0t	シンガポール	果物、野菜、乳製品等	○日付証明、または産地証明書が必要 ○現地にてサンプル検査	H22県産果実輸出実績 モモ: 1.5t ブドウ: 4.0t	マレーシア	全ての食品	○日付証明、または産地証明書が必要		韓国	全ての食品	○産地証明書が必要		中国	全ての食品	○輸入停止 ※1	H22県産果実輸出実績 モモ: 0.5t 特別輸出	EU	全ての食品	○日付または放射性物質の検査証明書が必要 ○輸入国でサンプル検査		タイ	全ての食品	○日付証明、または放射性物質の検査報告書が必要 ※2	
	品目	山梨県産に対する規制	備考																																		
台湾	果物、野菜、乳製品等	○現地にて全ロット検査	H22県産果実輸出実績 モモ: 168.0t ブドウ: 17.5t																																		
香港	全ての食品	○現地にてサンプル検査	H22県産果実輸出実績 モモ: 36.6t ブドウ: 7.7t カキ: 1.0t																																		
シンガポール	果物、野菜、乳製品等	○日付証明、または産地証明書が必要 ○現地にてサンプル検査	H22県産果実輸出実績 モモ: 1.5t ブドウ: 4.0t																																		
マレーシア	全ての食品	○日付証明、または産地証明書が必要																																			
韓国	全ての食品	○産地証明書が必要																																			
中国	全ての食品	○輸入停止 ※1	H22県産果実輸出実績 モモ: 0.5t 特別輸出																																		
EU	全ての食品	○日付または放射性物質の検査証明書が必要 ○輸入国でサンプル検査																																			
タイ	全ての食品	○日付証明、または放射性物質の検査報告書が必要 ※2																																			

第7回東日本大震災山梨県対策本部会議資料

本県における影響への対応

部局名	農政部、福祉保健部
項目	お茶の放射性物質の検査への対応
	<p>○生茶葉の検査</p> <p>◇神奈川県産のお茶（生茶葉）から暫定規制値を超過する放射性物質が検出されたことに伴い、厚生労働省からの依頼に基づき、本県産の生茶葉の放射性物質について検査の実施（5/13）（5/17）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5/13：放射性セシウム [Bq(ベクレル) / kg] 南部町本郷82 Bq、南部町万沢98Bq、南部町佐野207Bq</li> <li>・ 5/17：放射性セシウム [Bq(ベクレル) / kg] 大月市286Bq、上野原市266Bq</li> <li>・ 放射性セシウムは何れの採取地も暫定規制値以下（食品衛生上の暫定規制値 野菜、その他：500 B</li> <li>・ 放射性ヨウ素については、何れの採取地も不検出</li> </ul> <p>○荒茶の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒茶については、国、他県、産地等と相談・調整しながら対応を検討</li> </ul>

第7回東日本大震災山梨県対策本部会議資料

支援に向けた取組状況

部局名	県土整備部
項目	<p>1. 被災者・避難者の受け入れ体制の整備                  2. 被災地への職員派遣</p>
概要	<p>1. 被災者・避難者の受け入れ体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県営住宅、市町村営住宅の受け入れ可能戸数                      (県営52戸、市町村営234戸 計286戸 6/2集計)</li> <li>○被災者・避難者への入居決定戸数及び入居決定人数                      (入居決定: 県営9戸35名、市町村営61戸220名                      計 70戸、255名 6/2集計)</li> <li>○小瀬スポーツ公園「武道館」を一時避難所として確保                      4/20閉鎖</li> </ul> <p>2. 被災地への職員派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「被災宅地危険度判定士」として技術職員6名(3名づつ2班編制)を派遣。・派遣先: 仙台市・期間: (3/25~4/4)</li> <li>○「建築職」の派遣(4/1福島県より派遣要請あり)                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術職員1名派遣(派遣期間を複数職員によるローテーション)</li> <li>・派遣先 福島県</li> <li>・派遣期間 4月21日~6月30日(71日間)</li> <li>・業務内容 仮設住宅建築の現場管理業務</li> </ul> </li> <li>○全国知事会等 への職員派遣可能人数調査への回答                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・土木職2名、建築職1名</li> </ul> </li> </ul> <p>3. 被災地への物資搬送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県へ土のう袋13,000枚搬送(3月28日)</li> </ul>

第7回東日本大震災山梨県対策本部会議資料

本県への影響に対する対応

部局名	県土整備部
項目	健康安全対策
概要	<p>○福島県で下水処理施設の汚泥等から高濃度の放射性物質が検出されたことを受け、山梨県でも県が管理する流域下水道各浄化センターの下水道汚泥について分析調査を行った。</p> <p>○山梨県流域下水道汚泥中の放射能物質の調査結果を5月26日公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富士北麓浄化センター33Bq(ベクレル)/kg</li> <li>・峡東浄化センター37Bq(ベクレル)/kg</li> <li>・釜無川浄化センター不検出</li> <li>・桂川清流センター99Bq(ベクレル)/kg</li> </ul> <p>採取日:5月16日~5月17日</p> <p>○下水汚泥から放射能物質が検出されたが、健康への影響は、ほぼないものとみられる。</p> <p>参考:「食品衛生法に基づく食品中の放射性物質に関する暫定基準値」 飲料水 200Bq/kg 野菜類 500Bq/kg</p> <p>○6月1日に再度汚泥を採取し、現在分析中</p>

第7回東日本大震災山梨県対策本部会議資料

支援に向けた取組状況

部局名	教育委員会
項目	被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等
概要	<p>1 被災地域の児童生徒等の就学機会の確保について</p> <p>(1) 文部科学副大臣通知を各市町村(組合)教育委員会教育長、各県立学校長あて通知し、被災した児童生徒に対する弾力的な対応を依頼</p> <p>①公立学校への転入学 ②高等学校等の入学料の減免 ③就学援助、緊急採用奨学金(山梨みどり奨学会)等の手続き等</p> <p>(2) 本県への転入学等の状況(H23.6.2現在)</p> <p>転入者数 <u>小学校72人 中学校26人</u> <u>高等学校18人 特別支援2人 計118人</u></p> <p>2 被災者、避難者の受入れ施設の確保について</p> <p>(1) 教育委員会所管施設の受入れ可能数の調査</p> <p>①教職員住宅 世帯用 43戸</p> <p>3 これまでの取組</p> <p>(1) 県立学校校長会において、次の事項を徹底 被災児童生徒の転入学等の弾力的な運用 高等学校への入学者(転入者)については、原則として面接のみ</p> <p>(2) 宮城県の要請により県立学校のテントを提供 42張</p> <p>(3) 転入学(入学)児童生徒からの学習・生活相談に対応するため、24時間電話相談やスクールカウンセラー等の活用</p> <p>(4) 転入学してきた被災児童生徒に制服及び学用品等を支援するため、県教委、県高校長協会及び市町村教育委員会連合会、公益財団法人山日YBS厚生文化事業団の三者で協定締結 1人10万円以内</p> <p>(5) 宮城県教育委員会へ小中学校教諭及び養護教諭を派遣予定 派遣人数は他の都道府県の状況も踏まえ、宮城県教育委員会で調整中(期間は、一学期以上)</p> <p>(6) <u>生徒・保護者・教職員のカウンセリング業務のため、岩手県へ職員(総合教育センター 相談支援部 研修主事)を派遣延長 5月28日から6月9日まで(2週間)</u></p>

第7回東日本大震災山梨県対策本部会議資料

支援に向けた取組状況

部局名	山梨県警察本部
項目	広域緊急援助隊等の派遣
概要	<p>1 これまでの派遣状況</p> <p>3月11日～6月7日までの間、合計で380名の隊員を派遣</p> <p>(1) 広域緊急援助隊警備部隊(第1次～第9次):行方不明者搜索等</p> <p>(2) 第二機動隊(第1次):集団警戒警ら</p> <p>(3) 広域緊急援助隊交通部隊(第1次～第12次):交通誘導等</p> <p>(4) 広域緊急援助隊刑事部隊(第1次～第4次):遺体検視</p> <p>(5) 地域部隊(第1次～第7次):警戒警ら</p> <p>(6) 航空隊(第1次):要救助者の搜索等</p> <p>(7) 警護部隊(第1次):日中韓首脳被災地視察に伴う警護</p> <p>(8) 生安部隊(第1次):女性警察官による避難所での防犯指導等</p> <p>2 現在の派遣状況</p> <p>(1) 5月27日～6月18日、第二機動隊(第2次):警戒警ら及び初動活動</p> <p>(2) 6月3日～6月16日、交通部隊(第13次):交通誘導</p> <p>(3) 6月3日～6月10日、地域部隊(第8次):警戒警ら</p> <p>3 今後の派遣予定</p> <p>(1) 6月10日～17日、地域部隊(第9次):警戒警ら</p>

# 東日本大震災にかかる今後取り組むべき重点事項

東日本大震災山梨県対策本部

平成23年6月8日

項 目	対 応 策 等
<p>I 被災地及び被災者等への支援</p> <p>1 被災者等への支援</p>	<p>① 被災児童生徒等への就学支援〔総務部、教育委員会〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村が行う幼児児童生徒の保護者への就園就学支援事業に対し助成</li> <li>○ 公益財団法人山梨みどり奨学会が行う高等学校等の生徒への奨学金貸付事業に対し助成</li> <li>○ 授業料等の減免を行う私立学校に対し助成</li> <li>○ 特別支援学校の幼児児童生徒の保護者に対し就学を支援</li> </ul> <p>② 被災した失業者への雇用支援〔産業労働部〕</p> <p>東日本大震災により仕事を失った被災者に対して短期の雇用・就業機会を提供する事業を実施</p>
<p>II 電力不足への対応</p>	<p>電力・節電対策部会において協議</p>
<p>III 県内中小企業等への支援</p> <p>1 観光客誘致に向けた対策〔観光部〕</p>	<p>① 富士の国やまなし緊急観光振興対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国内観光対策                      テーマ 「富士の国発 日本元気プロジェクト」                      ～ 今だから山梨 癒しの旅 ～                      新たなイベント創出や魅力的な旅行商品PRの支援及び誘客キャンペーンの実施</li> <li>○ インバウンド対策                      海外緊急広告の実施及び本県在住外国人による情報発信</li> </ul> <p>② 中国・観光客誘致ミッションの派遣（山梨観光推進機構）</p> <p>「北京国際旅游博覧会」でPR活動を実施するとともに、中国旅行会社等に知事のメッセージを持参し、山梨への旅行商品の造成を依頼（6月13日～17日 北京市、大連市）</p> <p>③ 外国人観光客誘致に向けた「富士の国やまなし」の魅力発信</p> <p>東日本大震災により激減した外国人観光客の回復を図るため、中国国内の観光ホームページに特集広告等を掲載</p>
<p>2 中小企業の経営安定に向けた対策〔産業労働部〕</p>	<p>東日本大震災復興関係融資の創設</p> <p>対 象 地震・津波などにより直接被害を受けた中小企業及び震災による契約解除などの影響で売上が減少するなど、間接被害を受けている中小企業</p> <p>資金用途 設備資金、運転資金</p> <p>融資限度額 設備3千万円、運転3千万円</p> <p>利 率 1.6%</p> <p>償還期間 10年以内（2年以内の据置を含む）</p>



項 目	対 応 策 等
IV 6月補正に計上した事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災支援事業費 被災県からの要請に基づく医師、保健師等の被災地への派遣や県内での一時避難所の設置等</li> <li>○ 東日本大震災県社会福祉協議会支援事業費補助金 被災地における生活福祉資金の貸付事務等を支援するため、社会福祉協議会が行う被災地への職員の派遣等に対し助成</li> <li>○ 避難所用資機材備蓄整備事業費 大規模災害の発生に備え、東日本大震災において被災地に提供した資機材の補充等</li> <li>○ 災害救助費 東日本大震災による被災者を支援するために活用した救助費について、本県の災害に備え必要な額を確保</li> <li>○ 被災児童生徒就学支援等事業費（Ⅰ－１－①「再掲」）</li> <li>○ 緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費（Ⅰ－１－②「再掲」）</li> <li>○ 「富士の国やまなし」インバウンド誘致魅力発信事業費 （Ⅲ－１－③「再掲」）</li> </ul>

東日本大震災に係る今後取り組むべき重点事項

[電力・節電対策部会]

平成23年6月8日

項 目	対 応 策 等
[節電対策]	
I 県民運動の推進	<p>「やまなし節電県民運動」の周知                      (森林環境部)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) やまなし節電県民運動キャンペーンの実施</li> <li>(2) 国の「家庭の節電対策メニュー」を反映した家庭向け節電対策普及啓発(節電チラシ)(6月1日から配布)</li> <li>(3) 節電啓発ポスターの作製、公共施設等への掲示(6月下旬)</li> <li>(4) 県広報番組での節電対策等の紹介</li> <li>(5) 事業所向け:節電対策研修会(7月・11月予定)</li> <li>(6) うち水大作戦                          真夏の朝・夕に県民が一斉に身近なところで打ち水をするようキャンペーン等で呼びかけ</li> <li>(7) うちわ大作戦                          環境に関する企業連絡協議会に協力を要請し、うちわを作製してイベント時に配布</li> </ol>
II 県庁舎及び県管理施設等における節電対策の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 本庁舎における節電対策の徹底(総務部)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 来庁者の利便性を確保するとともに、職員の勤務環境への影響を考慮する中で、夏期の節電対策については、これまでの節電の取り組みに加え、空調に係る節電を実施するとともに、15%目標を超える20%節電を目指した取り組みを行う。(詳細別紙)</li> </ul> </li> <li>② 出先機関及び県管理施設等における節電対策の徹底                      (産業労働部)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出先機関及び県管理施設等においては、使用制限の緩和対象となる施設は国の示した削減率により、また、県民利用施設(学校、博物館等)及び治安防災施設等は15%目標とし、これらを除いた県有施設については、業務内容や設備の特性などに応じた電力使用抑制の目標を立て、本庁舎と同様に15%目標を超える20%節電を目指した取り組みを行う。</li> <li>○ 公共施設の緊急節電対策説明会の開催(5/30 山梨県自治会館)                          ・対象 … 県及び市町村の施設管理責任者110人                          (県土整備部)</li> <li>○ 小瀬スポーツ公園                          ・料金設定のない空調については、設定温度等の利用制限について理解を求めていく。                          ・Jリーグ開催時に、夜間は照度を落として試合をすることを申し入れるとともに、その他の施設の利用希望者に利用自粛についての理解を求めていく。</li> <li>○ 流域下水道施設                          ・利用者に対し、節水啓発の広報活動を実施(窓口でのチラシの配布、7月の市町村広報への掲載を依頼)</li> </ul> </li> <li>③ 節電の機器等に対するトライアル発注の導入推進                      (産業労働部)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 5月27日「やまなしトライアル発注商品認定審査会」において、直管形LED照明や組立式立体プランター&amp;緑のカーテンキットなど4つの新商品を認定                          (総務部)</li> <li>○ 今般認定されたLED照明について、一般蛍光管(40ワットタイプ)を使用する一部の県庁舎に試験的に導入し、県有施設での有効性などを検証する。</li> </ul> </li> </ol>



## 本県の節電対策

### (基本方針)

- 来庁者の利便性を確保するとともに、職員の勤務環境への影響を考慮する中で、夏期の節電対策については、これまでの節電の取り組みに加え、空調に係る節電を実施するとともに、15%目標を超える20%節電を目指した取り組みを行う。

### 1 本庁の節電対策と節電目標

- 本庁（本館・別館・北別館）については、大口需要家（契約電力：1,580kw）として、可能な限りの取り組みを推進する。
  - ・ 使用最大電力1,368kw（平成22年度夏期実績）×20%＝274kw
- 夏期の節電対策については、電力消費の約半分を占める空調（冷房）の節電が不可欠であり、震災後直ちに実施してきた室内照明等の一部消灯、エレベーター1基の稼働停止などの取り組みに加え、空調温度の引き上げ（28度から29度）及び空調の間欠運転など空調に係る節電を実施する。

また、北別館に設置した太陽光発電を活用し、照明・事務機器などの電力を供給する。

#### (1) これまでの節電の継続・徹底強化

##### (照明関係)

- 室内照明（執務室の蛍光灯）の4割程度の消灯
  - ・ 執務室の照度500ルクスを300ルクスに抑制
- 廊下やトイレ照明の消灯
- 非常階段の低照度化
- 昼休みの室内完全消灯

##### (事務機器関係)

- コピー及びプリンターの一部使用停止

- ・ 各部局（課室）で複数台設置しているコピー・プリンターの1台を電源オフ
- 不用時のパソコン電源オフ

（その他）

- エレベーター1基の稼働停止（本館・北別館・県民会館）
- 冷水器及び電気湯沸器の使用停止
- トイレ便座の電源オフ
- 冷蔵庫の使用自粛

（2）夏期における新たな取り組み

（空調（冷房）関係）

- 空調（冷房）運転の調整
  - ・ 室内温度を28度から29度に引き上げ
    - ※ 室内温度が上がることから、熱中症予防など来庁者及び職員の健康管理に十分に配慮
  - ・ 運転時間を調整する空調の間欠運転
    - ※ 8時30分から17時30分までの運転時間において、本庁施設の各フロアごとに、輪番で2時間程度の空調を停止
    - その際、12時から13時までの時間帯は、室内完全消灯の実施により節電が見込まれるため、それ以外の時間帯で実施
- 外気導入量の縮減
  - ・ 空調（冷房）稼働時の外気取り込み量の調整、朝夕の換気の励行
- ブラインドの活用

（3）太陽光発電の活用

- 太陽光発電による電力供給
  - ・ 北別館に設置した太陽光発電を活用し、北別館の照明・事務機器などに20kwの電力を供給する。

## 2 出先機関の節電

- 出先機関及び県管理施設等においては、使用制限の緩和対象となる施設は国の示した削減率により、また、県民利用施設（学校、博物館等）及び治安防災施設等は15%目標とし、これらを除いた県有施設については、業務内容や設備の特性などに応じた電力使用抑制の目標を立て、本庁舎と同様に15%目標を超える20%節電を目指した取り組みを行う。

### (1) 契約電力の見直し

- ・ 小口需要家を対象とする実量制契約により、施設の契約電力を見直し、節電の取り組みを自ら義務づける。

### (2) 空調（冷房）に係る節電

- ・ 20%の節電を目指し、県庁全体で節電に取り組むため、施設の空調についても、本庁と同様に29度設定、あるいは空調の間欠運転に取り組む。

### (3) 太陽光発電の活用

- ・ 合同庁舎など設置した太陽光発電を活用し、照明・事務機器などに照明事務機器などの電力を供給する。

## 3 共通の取り組み

### (1) 節電対策の点検と職員の健康管理

- 節電対策を実効性あるものとするため、「節電チェックシート」により、各所属ごとに節電状況を点検するとともに、率先して見直しや改善を図る。
  - ・ 責任者：環境マネジメントシステムの環境推進員
- また、室内温度が上がることから、熱中症予防など健康管理に関する留意点を記したチラシを作成し、来庁者をはじめ、職場における健康管理を徹底する。
  - ・ 責任者：職員安全衛生規程の衛生推進者など

(2) 「セタライトダウン」に呼応した一斉消灯の実施

○ 完全定時退庁日の徹底を図るとともに、「セタライトダウン」の取り組みにも呼応し、県庁本館等の一斉消灯を実施する。

- ・ 完全消灯日：7月7日（木）、8月4日（木）

(3) カジュアル・クールビズの導入

○ 夏期の節電対策の一環として、軽装（クールビズ）の実施期間を拡大したことに加え、空調運転期間中のポロシャツ等の着用を奨励するなど、一層の軽装化に取り組む。

- ・ 軽装（クールビズ）期間：5月16日～10月31日
- ・ カジュアル・クールビズ期間：空調運転開始日～9月30日